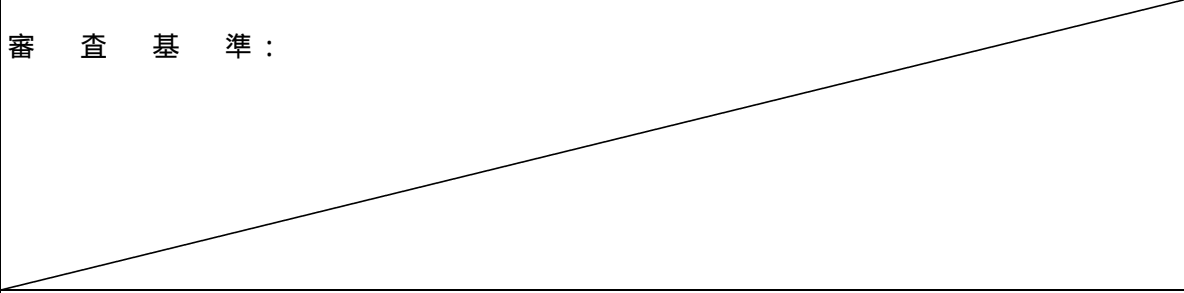


審 査 基 準

平成 1 2 年 5 月 1 7 日作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第 8 条第 2 項（第 4 条第 2 項の規定による届出の場合に限る。）
処 分 の 概 要：許可証の書換え
原権者（委任先）：島根県公安委員会
法 令 の 定 め： 質屋営業法第 4 条第 2 項（営業内容の変更の届出） 質屋営業法施行規則第 1 条（申請及び届出の一般的手続） 第 1 2 条（許可証の書換えの申請）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間： 1 4 日
申 請 先： 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課（係）
問 い 合 わ せ 先： 島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3493）
備 考：